

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 3 3 号
件 名	小川竹二代表執行権者が横土居地域を特定し、横土居住民を優劣に区別した負担金事業による差別行政について
要 旨	<p>「新潟東港横土居地域対策会」規約第2条(1)には、「横土居住民に対する……周知」を掲げて公共性を強調しているが、本件協議会の総会で得られた地域整備状況等の周知を8年間にわたって行っていない。</p> <p>そのため、地方公共団体は怠慢を自覚して反省し、特定地域住民への謝罪と今後の政策形成への戒めとすべく、調査監視任務を負う新潟市議会へ陳情して問題提起したが、審査会議での所管質疑の返答は、「自治会長、土改代表者等の立場の委員が各団体へ周知していたものと認識していた」(平成22年9月24日総務常任委員会議事録9ページ3行目～)と陳述、誤りの自覚と反省及び謝罪の意向は皆無であった。</p> <p>本件協議会委員の自治会長は横土居自治会(地縁団体)を代表して本件協議会委員についているものではない。木崎土地改良区代表も木崎土地改良区(任意団体)を代表して本件協議会についているものではない。</p> <p>従い、事務局を市庁舎の一角に置いて職員を事務局員とし、予算執行された負担金で事務文具をそろえているから、横土居住民に知らせるべき周知作業はその購入した文具、コピー用紙を使用するなどして、事務局員自身が横土居全体住民に周知させなければならない。その規約事項の履行不作為の責任を他に転嫁することはできない。</p> <p>執行機関代表者みずから横土居地域を特定し、有力住民をも委員に選別して専決、総会終了後には懇親会と称して酌婦(10人弱)を呼んで酒宴遊興する小川竹二旧豊栄市長(元北区長等)の負担金事業運営は、横土居住民の有力者を逆差別して厚遇した重大な差別行政である。</p> <p>前記のとおり、指摘して反省のない執行機関の横暴を看過許容することはできず、被差別住民の1人として差別行政を憲法第16条に基づき陳情する。</p>
付 託 年月日 委員会	平成 23 年 12 月 7 日 総務常任委員会
受 理	平成 23 年 12 月 2 日 第 4 9 1 号